平成２８年（フ）第１４８号
群馬県安中市安中２丁目５番21号
債務者　内田　智美
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１５１号
群馬県藤岡市鬼石89番地
債務者　金澤香奈子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２６５８号
大阪市旭区高殿５丁目４番14号　サンメゾン高殿302
債務者　大窄　久美
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０４４号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪府枚方市茄子作北町32番45―105号
債務者　八木　篤志
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始の取消決定確定

平成２８年（フ）第２１２号
相模原市中央区矢部３丁目10番20号
破産者　原　　昭男
1　主文　破産手続開始決定を取り消す。
2　決定確定日　平成28年７月16日
横浜地方裁判所相模原支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１１２号
千葉県木更津市高砂１丁目６番21号　Ｆ３棟503号
破産者　上原　裕三
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第５８号
愛知県岡崎市矢作町字猫田62番地４
破産者　株式会社プリテックス
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
千葉県佐倉市西志津７―５―22　グレンビータウンＣ、住民票上の住所千葉県佐倉市江原新田91番地
破産者　矢澤　真弓
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第７８号
岐阜市福富天神前75番地
破産者　有限会社森繁商事
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２６号
島根県浜田市熱田町1546番地４
破産者　小川　久之
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第２７号
島根県浜田市熱田町1546番地４
破産者　小川智恵子
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第１４２号
岡山市北区芳賀5303岡山リサーチパークインキュベーションセンター
破産者　株式会社日本ステントテクノロジー
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４８号
岡山県浅口市鴨方町鴨方2003番地103
破産者　宝工業株式会社
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８７号
沖縄県宜野湾市真志喜３丁目１番12―202号カーサジュビア
破産者　池田　紀子
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１０２号
千葉県大網白里市みずほ台２丁目23番地23
破産者　稲田　クミ
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２８号
静岡県三島市谷田694番地の１
破産者　有限会社オールラインサービス
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第７４号
兵庫県多可郡多可町中区糀屋162番地
破産者　有限会社後藤建材
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第５５６号
栃木県宇都宮市大通り４―１―20　宇都宮けやき通りビル６Ｆ―Ｃ、商業登記記録上の本店所在地栃木県宇都宮市豊郷台２丁目47番地２
破産者　株式会社ＡＱＵＯＳ・ＰＬＵＳ
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係